○財務省告示第二十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十五年九月十日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年一月十五日

財務大臣　谷垣　禎一

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（十年）	第二百五回	千億円	百四円四十五銭四厘
〃	第二百七回	百億円	百円二十九銭九厘
〃	第二百七回	百六十億円	百円三十一銭九厘
〃	第二百七回	三十億円	百円三十二銭四厘
〃	第二百七回	三十億円	百円三十二銭九厘
〃	第二百十回	十億円	百五円四十一銭
〃	第二百十回	八十億円	百五円四十六銭五厘
〃	第二百十回	二十億円	百五円四十七銭一厘
〃	第二百十回	七十一億円	百五円四十九銭九厘
合計		千五百一億円	